**平成２１年（フ）第４０号**
大分県佐伯市蒲江大字竹野浦河内2092番地１
債務者　本田スミ子
１　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２１年（フ）第４３号**
大分県佐伯市弥生大字井崎1784番地２
債務者　播戸　美子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２１年（フ）第２７１号**
沖縄県那覇市字国場667番地24　コーポ丸城４－Ａ
債務者　慶田　理美
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第２０３号**
北海道苫小牧市桜坂町１丁目９番１号
債務者　原　　智夫
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第２１３号**
北海道苫小牧市のぞみ町２丁目６番20号
債務者　中村　慎一
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第２１８号**
北海道苫小牧市青雲町２丁目16番10号
債務者　北島　富雄
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第１０２０号**
仙台市太白区長町７丁目２番１号　ハイライフ長町３―105
債務者　菅原ゆかり
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１６６号**
宮城県黒川郡大衡村大衡字座府72番地４
債務者　石川　永一
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１６７号**
仙台市太白区山田上ノ台町15番17号
債務者　中田　宗克
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１７９号**
仙台市泉区将監６丁目３番11―13号
債務者　西内　孝行
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２３号**
茨城県日立市小木津町３丁目16番26―103号
債務者　神山　博子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２１年（フ）第６８２号**
千葉県船橋市金堀町348番地33
債務者　江澤　政行
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第６８３号**
千葉県船橋市金堀町348番地33、住民票上の住所千葉県習志野市東習志野３丁目８番29号
債務者　江澤　清美
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第７１２号**
千葉県市川市大洲１丁目９番５号
債務者　永山　了一
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第７２８号**
千葉市美浜区幸町２丁目８番23棟509号
債務者　砂生　和行
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第７５８号**
千葉県市川市菅野４丁目18番27―303号　すが野マンション
債務者　渡部　武則
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第７８４号**
千葉市中央区栄町５番８号　ルエール中正601
債務者　秋葉　利男
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第８００号**
千葉市緑区高津戸町739番地の８
債務者　棚橋一三子
１　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係